

## 附 則

- 1 この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この府令の施行の日前に発行した優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。）に対する第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第十二号6(1)記載上の注意1の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 3 この府令の施行の日前に終了する営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。）に係る同法第二百十二条に規定する営業報告書の作成に係る様式については、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則別紙様式第十八号にかかわらず、なお従前の例によることができる。